

令和 6 年度 固定資産税 償却資産申告の手引き



井原市
マスコットキャラクター
でんちゅうくん

申告期限 令和 6 年 1 月 31 日(水)

申告期限間近になりますと税務課の窓口が混雑しますので、
お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

申告書は井原市ホームページにも掲載していますのでご利用ください。

井原市のホームページ <http://www.city.ibara.okayama.jp/>



岡山県井原市

IBARA CITY

お問い合わせは 井原市役所 総務部 税務課 資産税係
715-8601 岡山県井原市井原町 311-1
TEL (0866) 62-9563

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引き」を参照のうえ、申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

○償却資産のあらまし	
1	固定資産税における償却資産とは・・・・・・・・・・ 1
2	申告が必要な資産・・・・・・・・・・ 1
3	償却資産の種類・・・・・・・・・・ 2
4	太陽光発電設備の取り扱いについて・・・・・・・・ 2
5	業種別の主な申告対象となる償却資産・・・・・・・・ 3
6	申告の対象とならない資産・・・・・・・・・・ 3
7	建築設備における家屋と償却資産の区分・・・・・・・・ 4
○固定資産税（償却資産）の課税について	
8	評価額及び税額の算出方法・・・・・・・・・・ 5
9	課税標準の特例を受ける資産・・・・・・・・・・ 6
10	非課税となる資産・・・・・・・・・・ 7
11	国税との主な違い・・・・・・・・・・ 7
12	調査協力のお願ひ・・・・・・・・・・ 7
○償却資産の申告について	
13	申告していただく方・・・・・・・・・・ 8
14	申告の方法・・・・・・・・・・ 8
15	電子申告について（eLTAX：エルタックス）・・ 8
16	課税標準の特例等を受ける際の必要書類について・・ 9・10
○申告書及び明細書の記入のしかた	
	・申告書の記入のしかた・・・・・・・・・・ 11
	●申告書記載例（継続事業者用）・・・・・・・・ 12
	・明細書の記入のしかた・・・・・・・・・・ 13
	●明細書記載例（継続事業者用）・・・・・・・・ 14
	◎申告書記載例（新規 〃 ）・・・・・・・・ 15
	◎明細書記載例（新規 〃 ）・・・・・・・・ 16

平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する償却資産申告書の様式に

個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載欄が新設されました

1 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載について




申告の手引き P.11～P.16（申告書等の記載方法）をご参照いただき、個人の方は 12 桁の個人番号を、法人にあっては 13 桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（1）又は（2）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ 1 種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。


法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓 口 ・ 郵 送	 <p>個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの）等</p>	 <p>個人番号カード（表面） 運転免許証 プレ印字された申告書 等</p>
電子 申告	 <p>電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。</p>	

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

（2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の 番号確認資料	代理人の 身元確認資料	代理権 確認資料
窓 口 ・ 郵 送	<p>本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等</p>	<p>代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等</p>	<p>税務代理権限証書 委任状 等</p>
電子 申告	 <p>電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。</p>		

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載・添付の確認資料が無い場合でも、受付はしています。

○償却資産のあらまし

1 固定資産税における償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

※「事業の用に供することのできる資産」とは・・・

- ・会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、工具、器具、備品等の資産をいいます。
- ・所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2 申告が必要な資産

賦課期日現在、事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。

- (1) 税務会計上で、減価償却となる資産
- (2) 家屋に施した建築資産・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- (3) 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (4) 未稼動資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- (5) 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額（1個又は1組当り）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産
- (6) 建設仮勘定で経理されている資産
- (7) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (8) 償却済みの資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- (9) 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- (10) 他の事業者に事業用として貸付をしている資産
- (11) テナントなどに賃借人が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産

【テナント等が取り付けた附帯設備の取扱いについて】

貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される「家屋の所有者以外の者（賃借人等）」が自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作及びこれらに附帯する建築設備等については、テナント等の所有する償却資産として取扱います。

この場合、テナント等の方が家屋に取り付けた内装、造作及び建築設備等については、**家屋と償却資産の区分別に関わらず、テナント等の方が自らの償却資産として申告をしてください。**

（備品等、他の一般資産と併せて申告してください。）。

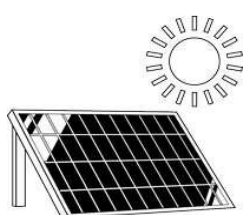


3 償却資産の種類 []内の数字は財務省令の標準的な耐用年数の例

資産の種類		主な償却資産の例
1 構築物	構築物	広告設備、舗装路面（駐車場舗装）、擁壁（土留め）、屋外排水溝、庭園、外溝工事、その他土地に定着する土木設備など 【例】 駐車場舗装(アスファルト) [10]、 駐車場舗装 (コンクリート) [15]、側溝 [15]、門・塀(CB) [15]、フェンス [10]、緑化施設 [20]、広告設備(金属製) [20]、 広告設備 (その他製) [10]、ネット設備 [15]、街路灯 [10]
	建物 付属設備 (建築設備)	1. プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2. 建築設備のうち償却資産として扱うもの（4ページ参照） 3. テナント等が取り付けた建築設備・内装。（電気・空調・消火・給排水・衛生設備など店舗内装設備などのうち固定資産税について家屋として取り扱わなかったもの） 【例】 受変電・発電設備 [15]、蓄電池電源設備 [6]、屋外給排水・ガス引込設備 [15]、 そで看板 (金属製) [18]、 そで看板 (その他) [10]、可動間仕切り [15]、 可動間仕切り (簡易なもの) [3]、中央監視装置 [18]、独立した浄化槽・貯水槽等 [15]
2 機械及び装置		建設機械（油圧ショベルなど）、工作機械、印刷製本・繊維・食品等製造加工機械及び装置、太陽光発電装置（屋根材一体型を除く）など 【例】 ブルドーザー [6]、飲食店業用設備 [8]、家具製造業用設備 [11]、デジタル印刷設備 [4]、農業用設備 [7]、総合工事業用設備 [6]、クリーニング設備 [13]、自動車整備業用設備 [15]、機械式駐車設備 [10]、太陽光発電設備 [17]
3 船舶		鋼船(漁船) [8]、木船(漁船) [4]、モーターボート [4] など
4 航空機		飛行機 [5]、ヘリコプター [5]、グライダー [5] など
5 車両及び運搬具		フォークリフトなどの大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」） その他運搬車(自動車税・軽自動車税の課税対象を除く) 【例】 構内運搬車 [7]、フォークリフト [4]
6 工具・器具及び備品		ロッカー、応接セット、工具、机、椅子、電話、エアコン、自動販売機、医療機器、理容・美容器具など 【例】 自動販売機 [5]、事務机・ロッカー・キャビネット金属製 [15]、パソコン [4又は5]、コピー機 [5]、応接セット [8]、テレビ [5]、レジスター [5]、冷蔵庫・洗濯機 [6]、立看板 [3]、金庫 [20]、冷暖房機器 [6]、理美容機器 [5]、楽器 [5]、書籍 [5]、消火器 [10]、切削工具 [2]、測定工具 [5]

※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数が適用されます。

4 太陽光発電設備の取り扱いについて



家屋の屋根や土地等に太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税（家屋または償却資産）の課税対象となります。

家屋の屋根材として設置された太陽光発電設備（建材型ソーラーパネル）については、家屋の課税対象となりますが、太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置した場合や地上等に設置した場合は、償却資産の課税対象となりますので、申告していただく必要があります。

5 業種別の主な申告対象となる償却資産

業 種	対象となる主な償却資産の例
共 通	受変電設備、看板、ネオンサイン、舗装路面、外灯、店舗内装、緑化施設、応接セット、パソコン、コピー機、テレビ、エアコン、金庫、LAN設備、レジスター、太陽光発電装置（屋根材一体型を除く）等
飲 食 業	カウンター、イス、テーブル、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、放送設備、冷蔵庫、厨房設備 等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、洗面設備、サインポール 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ミシン、ボイラー、給排水設備 等
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、洗濯設備、厨房設備、自動販売機、電話設備 等
医療・薬局業	陳列ケース、ベッド、医療機器（レントゲン装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、光学検査機器、顕微鏡）、冷蔵庫 等
小 売 業	ショーケース、冷蔵ストッカー、日よけ、店舗用簡易装備、冷凍冷蔵庫、肉切機、照明設備、自動販売機 等
ガソリン給油業	独立キャノピー、地下タンク、ガソリン計量器、リフト、コンプレッサー、充電器、照明設備、洗車機、消火器、構内舗装 等
自動車整備業	旋盤、プレス、リフト、洗車機、コンプレッサー、溶接機、充電器、オイルクリーナー、コンデンサー、グラインダー、塗装設備、各種工具 等
金 属 製 品 組 立 加 工 業	旋盤、プレス、ボール盤、定盤、フライス盤、カッター、グラインダー、モーター、コンプレッサー、溶接機、クレーン、検査工具、治具 等
不動産賃貸業 アパート経営業	外構工事（門塀・緑化施設等）、側溝、駐車場の舗装、駐輪場、ごみ置き場、屋外電気設備、給排水設備、屋内の備え付け電化製品 等
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、放送設備 カラオケ機器、ゴルフ練習場用設備、内外装 等

6 申告の対象とならない資産

鉱業権、漁業権、特許権などのような無形固定資産や、自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車、軽自動車などは除きます。

- (1) 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、パソコンソフト等）
- (3) 果樹、馬、牛、その他の生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告が必要）
- (4) 商品・貯蔵品
- (5) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金算入したものの、または必要な経費に算入されたもの
- (6) 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの
- (7) 美術品等（取得価額が、1点100万円以上のもの。ただし時の経過により価値が減少することが明らかなものを除く）

7 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって、家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税においては、自己所有家屋の建築設備は、家屋と償却資産を区分して評価しています。償却資産となるものは、容易に取り外して移動できるもの、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産のため又は業務用の設備等が該当します。次表にあげるものは、代表的なものを例示しています。

家屋と償却資産の区分例

設備の種類	設備の分類	償却資産の対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電 気 設 備	太陽光発電設備	太陽光発電設備一式 パネル（屋根材一体型を除く） パワーコンディショナー等	屋根材一体型ソーラーパネル
	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む）	—
	予備電源設備	蓄電池 発電機設備（配線・配管含む）	—
	電力照明設備	屋外照明設備 誘導灯、非常灯等	左記以外の設備 （家屋一体の設備、屋内照明等）
	電 話 設 備	電話機、交換機、 電源装置等の機器	左記以外の配線、配管等
	放送・拡声設備	装置・機器類	配線及び配管
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線・配管等
空 調 設 備		ルームエアコンなど	ビルトインエアコン等の家屋と 一体となっている設備一式
消 火 設 備	屋内消火栓設備	ホース、ノズル、消火器、屋外 消火栓	建物と構造上一体となっている スプリンクラー、火災警報装置、 消火栓設備等
給排水設備	給 水 設 備	屋外の独立給水塔、事業用給排 水設備等	屋内の給水設備 高架水槽、配管等
運 搬 設 備		生産設備としてのエレベータ ー、ベルトコンベア等	左記以外のエレベーター、エスカ レーター等家屋一体の設備
そ の 他 特殊な設備		袖看板、文字看板、避難器具、 門、塀、井戸、庭園、側溝等の 土木設備又は工作物	自動扉、ナースコール等

※設備の構造等から区分が困難なものもあると思われるので、その場合はお問い合わせください。

○固定資産税（償却資産）の課税について

8 評価額及び税額の算出方法

(1) 評価額の算出方法

申告資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から、個々の償却資産について評価額を算出します。減価残存率については、償却資産の減価残存率表【抜粋】（P6）のとおりです。

● 前年中に取得したもの

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{前年中取得分の減価残存率 (1 - r / 2)}}$$

● 前年前に取得したもの

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{前年度評価額}} \times \boxed{\text{前年前取得分の減価残存率 (1 - r)}}$$

以降、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。償却資産に係る評価額は、取得価額の5%を最低限度額と定めているため、5%から減価することはありません。

【評価額の計算例】

取得価額 300,000 円、取得時期 令和〇年9月、耐用年数4年のパソコンの場合

前年中取得分の減価残存率 : 0.781

前年前取得分の減価残存率 : 0.562

最低限度額 : 300,000 円 × 5% = 15,000 円

初年度 = 300,000円 × 0.781 = 234,300円

第2年度 = 234,300円 × 0.562 = 131,676円

第3年度 = 131,676円 × 0.562 = 74,001円

第4年度 = 74,001円 × 0.562 = 41,588円

第5年度 = 41,588円 × 0.562 = 23,372円

第6年度 = 23,372円 × 0.562 = ~~13,135円~~ < **15,000 円** (最低限度額)

※ 評価額の最低限度額について、取得価額の5%を下回る場合、最低限度額が評価額となります。

(2) 価格の決定

市長は3月31日までに（1）により算出した評価額をその年度の償却資産の価格として決定します。決定した償却資産の価格等は、課税台帳に登録され、その旨が公示されます。この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、文書で審査請求をすることができます。

(3) 税額の算出方法

固定資産税（償却資産）の **税率は 1.4%** です。

評価額の算出方法により算出した評価額の合計を課税標準額といい、この課税標準額から次の計算により固定資産税額を算出します。

課税標準額	×	税率（ 1.4% ）	=	固定資産税額
(1,000 円未満切り捨て)				(100 円未満切り捨て)

【参考】 償却資産の減価残存率表【抜粋】

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中 取得分	前年前 取得分			前年中 取得分	前年前 取得分			前年中 取得分	前年前 取得分
		(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)
1	—			16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970

【注1】 取得価額の算出方法・消費税の取扱いは、原則として法人税の取扱いと同じです。

【注2】 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

(1) 中古見積耐用年数：同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

(2) 短縮耐用年数：法人税法施行令第57条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

(4) 免税点（めんぜいてん）

所有している償却資産全体の課税標準額が150万円未満となった場合は、課税されません。

(5) 納期

4月、7月、12月、2月の4回。

具体的な納期は納税通知書をご確認ください。



9 課税標準の特例を受ける資産

旧地方税法附則第64条(令和5年3月31日までの資産取得期間を対象とする新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例)、地方税法附則第15条第45項(令和5年4月1日から令和7年3月31日までの資産取得期間を対象とする中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例)に規定される一定の要件を備えた償却資産及び、第349条の3の4(震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例)等の法令に該当する償

却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

このような資産を取得された場合は、P9～10をご覧ください必要書類を揃えてご申告ください。

10 非課税となる資産

地方税法第348条(固定資産税の非課税の範囲)に規定にする一定の要件を備える償却資産は非課税となります。

11 国税との主な違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
減価償却の方法	原則として定率法 （法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）	定率法・定額法等から選択
圧縮記帳の制度（注）	×	○
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	×	○
増加償却・陳腐化償却 （法人税・所得税）	○	○
評価額の最低限度額	取得価額の 5%	備忘価額（1円）まで
改 良 費	区分評価 （改良を加えた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

(注) 固定資産税（償却資産）では、圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

12 調査協力をお願い

井原市では、課税の公平・適正化を図るため、償却資産の実地調査等を行うことがありますのでご協力をお願いします。〔地方税法第 353 条及び第 408 条〕

所得税又は法人税に関する書類について閲覧等を行うことがありますのでご理解をお願いいたします。〔地方税法第 354 条の 2〕

調査の結果等により、申告内容の修正をお願いすることがあります。また、取得年度に応じて遡及課税を行うことがありますので、ご承知おきください。〔地方税法第 17 条の 5 第 5 項〕



○償却資産の申告について

1.3 申告していただく方

毎年1月1日（賦課期日）現在、井原市内に土地や家屋以外の事業用の償却資産（井原市内で貸し付けている資産も含む）をお持ちの方。（地方税法第343条）

※事業：工場や商店を営んでいる、駐車場やアパートを貸し付けているなど

1.4 申告の方法

(1) 申告事項

毎年1月1日（賦課期日）現在、井原市内に所有する償却資産の状況等について、P.11～16の記載例に従って申告してください。過去に遡って資産の増減があるときはその内容がわかるようにしてください。

用紙が不足する場合はお送りしますのでご連絡ください。申告書は井原市ホームページにも掲載していますのでご利用ください。

井原市のホームページ <http://www.city.ibara.okayama.jp/>

(2) 申告方法と提出書類

① 継続して申告されている方（電算申告者を除く）

申告書へは前回の申告内容が記載されています。減少分については該当部分を横線で消して、摘要欄へその理由を記入し、増加分については新しい欄へ増加した資産を記入して、摘要欄へ取得理由を記入してください。

② 電算申告される方、eLTAXにより電子申告される方

全資産の合計が記入された申告書を作成し、資産の増減の内容がわかるものを添付してください。

※ 注意事項

- (1) 前年度の申告内容に変更がない場合や、課税標準額が免税点未満になると判断される場合でも申告は必要です。
- (2) 解散・事業所閉鎖等の場合でも、申告書の備考欄にその旨を記載して申告してください。
- (3) 該当する償却資産を所有していない場合、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載して申告してください。（はじめて申告される方など）
- (4) 申告期限までに決算その他の都合で申告できない場合は前もってご連絡ください。
- (5) 申告後、申告漏れ等で内容に訂正があった場合は、すみやかに訂正の申告をしてください。
- (6) 申告書の『控え』（受付印を押したもの）が必要な方には、窓口受付時に申告書をコピーして、受付印を押したものをお渡しします。郵送等により『控え』の返送をご希望される方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

1.5 電子申告について

井原市では、平成21年12月から法人市民税、個人住民税、固定資産税（償却資産）、について、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告を受け付けています。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>



1.6 課税標準の特例等を受ける際の必要書類について

主なものを抜粋しています。これ以外に特例の適用がある場合は必要書類について税務課資産税係までお問合せください。

資産の区分	特例適用期間 特例率	必要書類
<p>① 先端設備等（1）</p> <p><u>R5.3.31 までに対象資産を取得した場合に適用</u></p> <p>市の「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」の認定を受けたものを対象としています。</p>	<p>3年間 0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定書・認定申請書・工業会証明書 ・経営革新等支援機関確認書 ・特例適用申請書（井原市独自様式） <p>リース会社が特例を申請する場合は上記のものに加えて、下記のものが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書 ・固定資産税軽減計算書
<p>① 先端設備等（2）</p> <p><u>R5.4.1～R7.3.31 までに対象資産を取得した場合に適用</u></p> <p>市の「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」の認定を受けたものを対象としています。</p>	<p>3年間 1/2</p> <p>※賃上げ表明がある場合は以下となります。</p> <p>R5.4.1～R6.3.31 までに取得した資産 5年間 1/3</p> <p>R6.4.1～R7.3.31 までに取得した資産 4年間 1/3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定書・認定申請書 ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関が発行） ・先端設備等導入計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関が発行） ・特例適用申請書（井原市独自様式） ・賃上げ表明ありの場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） <p>リース会社が特例を申請する場合は上記のものに加えて、下記のものが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書 ・固定資産税軽減計算書
<p>② 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う償却資産</p> <p><u>R6.3.31 までに対象資産を取得した場合に適用</u></p> <p>市の「過疎地域持続的発展市町村計画」に定める産業振興促進地域及び振興すべき業種として定めた業種の設備を対象としています。</p>	<p>3年間 0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課税免除申請書 ・事業所形態の明細書 ・資産の明細書 ・事業所全体の平面見取図（位置図、配置図）及び建物の立面図 ・機械及び装置の配置図と生産工程の概要図（説明書付き） ・法人税法施行規則別表 16 の写し（法人税の確定申告書）※最新のもの ・特別償却を実施しない場合、その理由書

<p>③ 被災代替償却資産</p> <p><u>R7.3.31 までに対象資産を取得した場合に適用</u></p> <p>平成30年7月豪雨に起因するものを対象としています。</p>	<p>4年間 1 / 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特例申請書 ・代替償却資産対照表 ・被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類（り災証明書（写）等） ・被災償却資産が所在したことを証する書類 ⇒井原市外で被災し井原市内に代替償却資産を取得する場合のみ（平成30年度償却資産申告書及び種類別明細書（写）等） ・平成30年1月2日から平成30年7月4日までの間に取得し、平成30年7月豪雨で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書（写）、売買契約書（写）等）
---	------------------	--

①・②については、井原市ホームページにて対象内容を掲載しておりますのでご確認ください。なお、詳細な手続きなどは事前に税務課資産税係（0866-62-9563）までお問い合わせください。